

令和8年度 地域公民館施設整備事業費補助金 申請手続き

1 概要

地域公民館の施設整備に係る経費の一部を補助します。

2 対象団体

地域公民館施設を管理運営する自治会等

3 対象事業

地域公民館施設の改修または修繕事業

(例) 屋根の修理、畳の交換、外装の塗り替え、設備（外構含む）の修理等

4 補助金額

補助対象経費（消費税額を含まない）の2分の1に相当する額

※上限 100,000 円・千円未満切捨て

5 申請方法

各地区のコミュニティセンターに①～⑤の申請書類を2部ずつ提出してください

※納税証明書の提出は不要です。

- ① 補助金交付申請書
- ② 補助対象事業の見積書の写し
- ③ 自治会等の会則又は規約
- ④ " 令和8年度 予算書
- ⑤ " 令和8年度 事業計画書

7 提出期限

各地区のコミュニティセンターにお問合せください

8 手続きの流れ

(6月中旬) 申請書類の審査

(7月中旬) 交付決定通知の送付

(事業完了次第) 実績報告書の提出 ※1月末までにコミュニティ推進課必着

(報告書審査後) 補助金の交付

(裏面に続く)

9 注意点

- ・ 交付決定（7月上旬予定）前に事業に着手した場合は補助金が交付されません。
- ・ 申請が補助金予算額の上限を超えた場合は、事業経費や過去の交付実績等をもとに審査の上、交付団体を決定します。
- ・ 令和7年度に当補助金の交付を受けた団体は、原則として交付対象外です。
- ・ 補助金の交付が決定した後に、事業内容を変更しなければならない場合や、補助金額が変わる場合は、変更申請が必要になることがありますので、必ず事前に御相談ください。

申請書の提出先	補助金の内容に関する問合せ
各地区のコミュニティセンターに提出してください	コミュニティ推進課 コミュニティ推進担当 米沢市金池 5-2-25 米沢市役所 3階 TEL 0238-22-5111（内線 2853）